総務委員会 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人 日本近代五種協会、定款第39条に基づいて設置する 総務委員会(以下「委員会」という)の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会の実行事項)

- 第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 1) 協会の意志決定に関すること。
 - 2) 協会会則の改廃案に関すること。
 - 3) 協会の組織、運営に関すること。
 - 4) 国内外の団体に加盟すること。
 - 5) 役職員及び会員の倫理違反等に関すること。
 - 6) 理事会の議題等に関すること。
 - 7) 表彰に関すること。
 - 8) その他、他の専門委員会に属さない事。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、会員有志によって構成する。
 - 2. 委員会は委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。
 - 3. 委員長は、委員会を代表して理事会を出席する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

- 第5条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。
 - 1. 委員会の議長は委員長が行う。
 - 2. 委員会の議決は、出席者の2/3以上をもっておこなう。 但し、自筆書面による委任状はこれを有効とする。
 - 3. 委員会の議決内容は、議事録により会長に報告され、必要に応じて理事会の審議事項とする。
 - 4. その他、委員会の運営に関しては理事会の決議による。
- 第6条 この規則は、理事会の議決をもって改廃する。

付 則

- 1. この規則は、平成11年6月19日から施行する。
- 2. この規則の施行により、総務委員会運営規則(平成2年7月11日制定)は廃止する。
- 3. 平成23年4月1日分離により、付則1の団体名を変更する。